

経営継続給付金のご案内

1. 概要

新型コロナウイルス感染症による事業活動の制限で、経営に支障を生じている農林漁業者及び商工業者に対し、経営継続給付金を支給します。

2. 支給条件

- (1) 町内に独立した事業所(店舗)を有しているもの
- (2) 町内で同一事業を引き続き1年以上営むもの
- (3) 町税を完納しているもの又は3か月以内に完納の確実な計画を有するもの
- (4) 申請日現在において、営業(新型コロナウイルス感染症の影響により休業しているものを除く。)しており、引き続き営業の意思があるもの

3. 支給対象・申込み方法

- (1) 給付金額…30万円(1事業者(法人)1回の支給)
農林漁業者及び商工業者(下記に該当するもの)
⇒2020年1月～12月の売上が2019年1月～12月の売上と比較し50%以上減少している事業者(ただし国、道、町の補助金等は除く)。
- (2) 申込方法…標茶町商工会へ郵送(新型コロナウイルス感染症対策のため)
〒088-2301 標茶町旭2丁目5番23号
- (3) 申込期間…令和3年4月15日から令和3年6月30日
- (4) 申請に必要な書類
 - 2019年及び2020年分の決算書の写し
(法人の場合は2019年1月～2020年12月を含む期間の申告書並びに同期間の売上が比較できる試算表、その他これに類する書類等)
※直近の決算書が申告中の場合や税務署の收受印がない場合は併せて営業実態を証明できる書類(営業許可書、公共料金の払込票、取引先からの請求書等)
 - 標茶町発行の納税証明書
 - 通帳表紙の写し(申請者の振込先口座番号のわかるもの)
- (5) 申請方法
標茶町役場1階ロビーに設置している申請用紙又は標茶町役場ホームページからダウンロードして、必要書類添付の上、商工会まで書類を提出して下さい。
- (6) お問い合わせ先
 - (農林業者) 標茶町農林課農業企画係 ☎015-485-2111(内線241)
 - (商工漁業者) 標茶町観光商工課商工労働係 ☎015-485-2111(内線251・253)

